

平成27年3月24日

財政援助団体等監査結果報告  
〔デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者〕

神戸市監査委員	荻	阪	伸	秀
同	梅	田	幸	広
同	川	原	田	弘
			弘	子

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成26年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

デザイン・クリエイティブセンター神戸指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成25年度執行の事務

2 監査の期間

平成26年8月26日～平成27年3月24日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

なお、谷口時寛監査委員は共同事業体による指定管理の代表事業者である法人の取締役の職にあったことから、今回の監査について地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。

## 4 事業の概要

### (1) デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）

センターは、デザイン、アートその他の創造的な活動を通じて社会に貢献する人材について育成や集積を行い、及びこれらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、市民生活の質を向上し、及び経済活動の活性化を図ることを目的とする拠点として設置されている。

所在地 神戸市中央区小野浜町1番4号

施設概要 延床面積 13,779 m<sup>2</sup>(旧館 3,489 m<sup>2</sup>, 新館 10,290 m<sup>2</sup>)

内 容 クリエイティブスペース(クリエイティブラボ、カフェ)、多目的ホール、  
セミナー・ワークショップスペース、ギャラリー、駐車場

利用料金 クリエイティブスペース：1 m<sup>2</sup>1月につき2,000円(床面積100 m<sup>2</sup>以下の区域)

1 m<sup>2</sup>1月につき1,819円(床面積100 m<sup>2</sup>を超える区域)

多目的ホール：1 m<sup>2</sup>1時間につき9円

セミナー・ワークショップスペース：1 m<sup>2</sup>1時間につき15円

ギャラリー：1 m<sup>2</sup>1時間につき15円又は6円

駐車場：1台1区画1月につき10,000円

開館時間 全館：11時～19時

クリエイティブラボ：24時間

多目的ホール、セミナー・ワークショップスペース：9時～21時

ギャラリー：11時～19時

(休館日 毎週月曜日、年末年始(12月29日から1月3日))

施設開設年月日 平成24年8月8日

### (2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者

iop 都市文化創造研究所・ピースリーマネジメント・神戸商工貿易センター共同事業体

代表者 株式会社神戸商工貿易センター

(その他の構成員) 株式会社 iop 都市文化創造研究所

ピースリーマネジメント有限会社

### 選定理由

指定管理者の提案は、施設の設置目的のために各世代向けの人材育成の実践プログラムや定期的な交流イベントなど実現性が高く具体的であり、また、機能的・効果的な施設運営や実現性の高い組織・人員体制なども他の提案に比べて総合的に優れていることから、指定管理者選定評価委員会で選定されている。

### (3) 指定期間

平成 24 年 8 月 8 日～平成 28 年 3 月 31 日

### (4) 指定管理業務

指定管理者が行う主な業務は、センターの運営業務に関する事、センターの維持管理業務に関する事、デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（以下「条例」という。）第 3 条に規定する事業の実施に関する事、利便施設の管理運営に関する事、センターの広報に関する事等であり、主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

条例第 3 条に規定する事業とは、次のとおりである。

- ( ) 市民に対して豊かな感性及び想像力を育む機会を提供すること
- ( ) 創造的活動に係る人材を育成し、及びその人材の集積を図ること
- ( ) 創造的活動に係る情報を集積し、及び発信すること
- ( ) 創造的活動に係る人々の間における連携や交流に関する事
- ( ) 創造的活動を通じた社会貢献に係る調査、研究、実践及び支援に関する事
- ( ) 上記の他、センターの設置目的を達成するために必要な事業

第 1 表 業務量の比較

項目	平成25年度	平成24年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
利 用 者 数	103,628人	71,542人	32,086人	44.8%
施 設 利 用 率				
ク リ エ イ テ ィ ブ ラ ボ ( 稼 働 率 )	89.5%	59.2%	30.3ポイント	-
多 目 的 ホ ー ル ( 稼 働 率 )	25.5%	20.2%	5.3ポイント	-
ギ ャ ラ リ ー ( 稼 働 率 )	18.0%	14.0%	4.0ポイント	-
セ ミ ナ ー ワ ー ク シ ョ ッ プ ス ペ ー ス ( 稼 働 率 )	14.5%	11.0%	3.5ポイント	-
企 画 運 営 業 務				
参 加 者 数 合 計	64,068人	34,518人	29,550人	85.6%
( ) の 実 施 に 関 す る 業 務	11,423人	12,559人	1,136人	9.0%
( ) の 実 施 に 関 す る 業 務	4,302人	3,395人	907人	26.7%
( ) の 実 施 に 関 す る 業 務	9,085人	7,155人	1,930人	27.0%
( ) の 実 施 に 関 す る 業 務	4,467人	7,196人	2,729人	37.9%
( ) の 実 施 に 関 す る 業 務	34,791人	4,213人	30,578人	725.8%

( )～( )は条例第3条に規定する( )～( )の実施に関する業務であり、指定管理者からの提案に基づき業務を実施している。

備考：平成24年8月8日から施設が開始しているため、平成24年度は約8ヶ月間の実績である。

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料及び利用料金収入（センターの多目的ホール等の利用に係る料金で、指定管理者の収入となるもの）は、第2表のとおりである。

第2表 指定管理料等の比較

(単位 金額：千円，比率：%)

	平成25年度		平成24年度		対前年度 増減	対前年度 増減率
	金額	構成比率	金額	構成比率		
指定管理料	112,397	66.9	82,385	80.4	30,012	36.4
基本指定管理料	92,397	55.0	62,385	60.9	30,012	48.1
(うち修繕費)	(1,738)	(1.0)	(3,000)	(2.9)	(1,262)	(42.1)
加算指定管理料	20,000	11.9	20,000	19.5	0	0.0
利用料金収入	55,701	33.1	20,117	19.6	35,585	176.9

備考：修繕費は施設の補修・小修繕等に係るものであり、年度終了後精算している。

条例第3条に規定する業務の実施のための提案事業、及びセンターの広報に対する指定管理料

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や弁護士、公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成25年度の総合評価は5段階評価（AAA, AA, A, B, C）のうち、AA（運営内容が目標や計画・過去実績等をやや上回っている）となっており、その所見は「平成24年度のいくつかの課題は懸案であったカフェのオープンなど改善されている。」「今後は、創造都市神戸の拠点としてのプラットフォーム機能の強化、活動の面的、領域横断的の広がりやクリエイター、アートマネジャーの人材育成など、より一層の取組みを図ること。」となっている。

5 監査の結果

センターの指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・基本協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、次のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては今後適正な事務処理に努められるとともに、指定管理者が今後適正な事務処理を行うよう指導されたい。

また、本市所管局及び指定管理者は、創造と交流の重要な拠点であるセンターの適正な管理とセンターを利用した事業の活発な展開により、今後も引き続き市民とともに「デザイン都市・神戸」を推進していかなければならない。

(1) 指摘事項

指定管理協定書に定められた事務を行うべきもの

ア 一部業務の第三者委託について

センターの指定管理協定書では、事前に本市の承認を受けた場合には業務の一部に限り第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされており、その場合には第三者との契約書の写しその他本市が必要と認める資料を本市に提出しなければならないとされている。

センターの指定管理業務のうち、次の事例の業務を第三者に委託、もしくは請け負わせているが、第三者との契約書の写し等が本市に提出されていなかった。

指定管理協定書に沿って、契約書の写しを本市に提出するべきである。

(事例)

- ・ 運営管理業務 (H25.5.1～H25.9.30)
- ・ 運営管理業務 (H25.10.1～H25.12.31)
- ・ 運営管理業務 (H26.1.1～H26.3.31)
- ・ 建物に係る管理業務 (H24.8.8～H28.3.31)

イ 物品管理について

指定管理協定書の仕様書では、指定管理料により購入した物品は本市の所有に属するものとし、指定管理者は物品の購入及び破棄等の異動については本市に報告するものとされている。また、指定管理者が管理する物品については、本市の物品会計規則等関係例規に基づき管理することとされている。

平成25年度中に指定管理料により購入した備品について、本市に報告されておらず、備品管理台帳に記載されていない事例があった。

指定管理者が指定管理料により購入した物品について本市に報告するよう求めるなど適正な事務処理を行うべきである。

(事例)

日付	件名	金額
H25.7.2	音響ラック B 用 CD プレーヤー	23,930 円
H25.9.20	フリーペーパーラック	386,320 円
H25.10.1	炊飯器	20,800 円

その他あり。

使用許可書を作成・交付するべきもの

センターの利用者は、条例により指定管理者から使用の許可を受けなければならないとされている。また、指定管理協定書の使用許可等に関する基準では、使用許可にあたっての必要な書類は、指定管理者が本市と協議の上で様式を作成することとされており、想定される必要な書類として使用許可書も挙げられている。また、センターのパンフレットでも、ホールやギャ

ラリー等の「ご利用のながれ」として施設利用許可書を郵送すると記載されている。

しかし現状では、施設利用（兼予約抽選）申請書に基づき請求書を発行しているが、使用許可書の様式は定められておらず、交付もされていなかった。

使用許可書の様式を定め、交付するべきである。

指定管理者との協定書の変更等を行うべきもの

平成 25～26 年度の本市のセンター改修工事の一環として、センターの屋上部分に太陽光発電設備が設置された。指定管理業務を開始した平成 24 年度には、この設備を設置する予定はなかったため、指定管理者との協定書で定めている施設及び設備の保全業務の対象には含まれていない。

しかし、協定書の変更等を行わず、太陽光発電設備の管理及び改修工事により新たに運用開始した部分の管理業務を指定管理者に依頼するとともに、電力会社からの売電収入について、指定管理者の収入とする運用を行っている。

協定書の変更を行うなど、適正な事務処理を行うべきである。

## (2) 意見

開館時間及び休館日について

センターの開館時間及び休館日の現状と条例施行規則(以下「施行規則」という。)の規定は、下表のとおりである。

	開館時間	休館日
現状 (パンフレット に記載)	午前 11 時～午後 7 時 センター、ギャラリー、控室 (午前 9～11 時、午後 7～9 時もレンタルスペース、 ギャラリー、控室は利用可能)  午前 9 時から午後 9 時 多目的ホール、セミナー・ワークショップスペース、 楽屋	毎週月曜日(祝日、 振替休日の場合は その翌日)、 12/29～翌年 1/3
施行規則	午前 9 時～午後 9 時 セミナー・ワークショップスペース、ギャラリー、 多目的ホール、エントランスホールその他便益施設 (クリエイティブスペース、駐車場の利用に係る部分 を除く)  指定管理者は特に必要があるときは時間を変更できる。	12/29～翌年 1/3、 指定管理者が特に 必要があると認め る日

上記の他、クリエイティブスペース、駐車場等は 24 時間対応。

指定管理者制度は、公の施設の施設管理の効率化や住民サービスの向上等の観点から管理権限を指定管理者に大幅に委任するものであるが、指定管理者による適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項である開館時間、休館日等については、地方自治法におい

て管理の基準として条例で定めることとされている。本市においては、条例に基づき施行規則で、センターの開館時間及び休館日を定めている。

現在、指定管理者の提案に基づきセンター及びギャラリー等の開館時間を前後2時間ずつ短縮し、毎週月曜日を休館日として設定しているが、これは施行規則の指定管理者が「特に必要がある」と認めるという規定によるものとして運用されている。

現状の運用は、施設の点検等による臨時的なものではなく市民のセンターの利用機会を減少させるものであり、このような場合には施行規則の指定管理者が「特に必要がある」と認めるという規定を適用するのではなく、施行規則の改正等により対応するよう検討されたい。

#### 凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。